

～丸亀市子ども・子育て支援事業計画～

(愛称)丸亀市こども未来計画

(平成 27 年度～31 年度)

(素案)

閲覧用

平成 27 年 1 月 23 日版

丸亀市

※このページの前に、「市長のあいさつ」が入ります。

児童憲章

(昭和 26 年 5 月 5 日宣言)

- すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれな
い児童には、これにかわる環境が与えられる。

子ども・子育て支援法

(平成 24 年 8 月 22 日 法律第 65 号)

(平成 26 年 6 月 13 日改正)

【目的】

第 1 条

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

【市町村子ども・子育て支援事業計画】

第 61 条

市町村は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	3
5. 計画の策定体制	3
6. 計画の基本的な考え方	5
7. 計画の推進に向けて	7
第2章 丸亀市の子どもと家庭を取り巻く状況	8
1. 人口・世帯の状況	8
2. 少子化の状況	11
3. 女性の就労状況	13
4. 幼稚園・保育所等の状況	15
5. 小学校・中学校の状況	19
6. 将来推計人口	21
第3章 子ども・子育て支援新制度に基づく施策の推進	23
1. 子ども・子育て支援新制度における事業の全体像	23
2. 教育・保育提供区域の設定	25
3. 教育・保育の量の見込みと確保方策	29
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	43
5. 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保	58
第4章 子ども・子育て支援施策の推進	60
基本目標1 子どもの生きる力を育成します	61
1. 遊び場・子どもの居場所づくり	61
2. 総合的な放課後児童対策	62
3. いじめ・不登校対策	64
4. 有害環境対策と非行等防止対策	65
5. 成人期に向けての健康づくり・保健対策	66
6. 子どもの心身の育ちを助ける食育の推進	67
7. 人間性や個性を育む環境整備	68
8. 総合的・継続的な障がい児支援	69
基本目標2 子育て家庭を応援します	70
1. 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	70
2. 相談支援・情報提供	71

3. 地域における多様な保育ニーズ等への対応	72
4. 児童虐待防止対策	73
5. 家庭の教育力の向上	74
6. 経済的支援	75
7. 配慮が必要な家庭への支援	76
基本目標3 地域の良さを活かした連携を推進します	77
1. 安全・安心なまちづくり	77
2. 子育てバリアフリーのまちづくり	78
3. 仕事と子育てが両立できるまちづくり	79
4. 人材育成・支援	80
資料編	81
1. 計画の策定経過	82
2. 丸亀市子ども・子育て会議委員名簿	84
3. 丸亀市子育て支援推進会議設置要綱	85
4. 子ども・子育て支援施策の推進に係る主な取組み一覧	87
5. 用語の解説	97